

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	神奈川県産科等医師修学資金貸付条例				
条例番号	平成20年神奈川県条例第45号	法規集	第8編第2章第2節		
所管室課	保健福祉局保健医療部医療課				
条例の概要	県内において産科等を担当する周産期医療に必要な医師が不足し、その確保の重要性が著しく増大していることに鑑み、将来県内において産科等を担当する医師の業務に従事する有能な人材の育成及び確保を図るため、神奈川県産科等医師修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。				
検討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本県の産科、小児科、麻酔科及び外科(以下「産科等」という。)の人口10万人当たりの医師数は全国平均を下回っていることから、将来本県の産科等を担当する医師としての業務に従事する有能な人材を育成・確保するため、修学資金の貸付けに関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決で)	修学資金の貸付けを受けた学生は、産科等の医師を目指し、卒業後も引き続き県内の医療機関に勤務する意思を持って、大学において勉学に努めており、有能な人材の育成・確保に有効に機能している。			貸付実績 H25: 25人、36,631千円 H24: 20人、28,770千円 H23: 15人、22,551千円 H22: 10人、15,492千円 H21: 5人、8,933千円
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例に基づく修学資金の貸付けは、「かながわグランドデザイン」実施計画のプロジェクトの一つである「県民が安心できる保健・医療体制の整備」、「神奈川県医療のグランドデザイン」の「医師の養成・確保」に寄与するものであり、本条例は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	修学資金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令に抵触しないものである。			
	その他				
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> ① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 			<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p>	